

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省 庁
220010	タクシーの強制的減車 に向けた制度改革	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 第8条	事業者団体は、次のいずれかに該当する行為をしてはならない。 ○ 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。 ○ 構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること。	タクシー特措法と連携した独占禁止法の特例を設け、タクシーの強制的な減車の可能化	都心の交通機能強化においては、台数が過剰となっているタクシーの路上での客待ちを排除し、快適な道路空間を創出する必要がある。このためには、タクシーを適正な台数まで減車の必要があるが、これまでは独占禁止法が障害となり実現できなかったため、タクシー特措法と連携した特例を設け、タクシーの強制的な減車を可能とするものです。 なお、タクシー車両を一律に減車をすることを業者間で申し合わせ、市場における競争を実質的に制限する事については、独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反し、競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、原則として独占禁止法第8条第1項第4号の規定に違反する旨、公正取引委員会の見解が出ている。 タクシー適正化・活性化法では、地域協議会が作成する地域計画において、タクシー業界に減車を強制することは出来ない。 また、タクシー事業者が作成した事業再構築についての特定事業計画を法第11条により国土交通大臣が認定する際、法第12条において、適正な競争を阻害することのないよう公正取引委員会と調整することとされている。	C	-	独占禁止法の適用除外制度については、自由経済体制の下ではあくまでも例外的な制度であり、平成6年以降、累次の閣議決定において原則廃止の方向性が明確化され、大幅な縮減が行われてきたところ。 なお、タクシーについては、平成20年12月の国土交通省交通政策審議会答申において、「近年の我が国の経済社会情勢における競争政策の趨勢の中で、タクシー事業のみに新たにそのような制度を設けることは、十分な理解が得られていないと言わざるを得ず、こうした仕組みを導入することは難しいものと考えられる」とされている。		1056020	仙台市	宮城県	国土交通省 公正取引委員会